

伊丹市農業経営改善計画認定要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、今後本市の農業を担う農業者を育成していくために、農業経営を効率的かつ安定的に行おうとする農業者が作成する農業経営改善計画（以下「計画」という。）の認定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条、政令及びこれらに基づく通達等に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(申請者の要件)

第2条 申請者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 計画を作成し、その計画達成の意思がある農業経営主又は常時農業に従事する後継者であること。
- (2) 市内で農業経営を営む、又は営もうとする者であること。

(認定基準)

第3条 作成された計画の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 経営規模や所得、労働時間等自らの経営の現状を点検し、経営規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様等の改善など経営改善目標とその達成に向けた取組が具体化された計画であること。
- (2) 市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）の目標とする労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）及び農業所得（主たる従事者1人あたり540万円程度）に達すると判断される計画であること。
- (3) 既定の営農類型以外の営農類型について認定申請があった場合には、既定の類似する営農類型に係る目標経営規模等を考慮して認定するものとする。
- (4) 計画の申請年度において、基本構想の目標とする所得が達成している農業者に関する計画については、その内容がより以上の所得目標を掲げているもの、若しくは労働生産性の改善を図ろうとするものであること。
- (5) 計画の認定により、申請者の計画目標の達成が確実に見込まれるものであり、経営規模の拡大による効率的かつ安定的な農業経営が期待できるものであること。

(申 請)

第4条 計画の認定を受けようとする者は、農業経営基盤強化促進法第32条の農林水産大臣が定める基準等を定める件〔平成15年農林水産省告示第1419号〕に規定する農業経営改善計画認定申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(審 査)

第5条 市長は、前条の申請があった場合には、申請内容について伊丹市農業委員会、

兵庫県阪神農業改良普及センター，兵庫六甲農業協同組合に意見を求め，認定基準と照合し，認定が適当と認められたときは農業経営改善計画（変更）認定書（様式第1号）により，不適当と認められたときは農業経営改善計画（変更）不認定通知書（様式第2号）により申請人に通知するものとする。

（計画の変更等）

第6条 前条の規定による認定を受けた農業者のうち，計画期間の途中において計画の内容の変更をしようとするときは，市長の認定を受けなければならない。

2 第3条及び前条の規定は，第1項の規定による変更の認定について準用する。

（経営状況報告等）

第7条 市は，第5条に基づく認定を受けた農業者に対し，必要に応じて経営状況の報告を求めることができるものとする。

（更新）

第8条 認定の有効期間は，認定日から起算して5年間とし，引き続き認定（以下，「更新」という。）を希望する者は，有効期間の満了日より2ヶ月前までに申請書を再度提出するものとする。

2 更新を希望する者は，直近の年間労働時間及び農業所得の現状の目標値を下回る場合は，関係機関からの経営改善に関する指導を受けるものとする。

（認定の取消し）

第9条 第5条の規定による認定を受けた農業者が，認定の有効期間の途中にあつて，認定基準を満たしていないこと，又は，認定基準を満たす見込みがないことが明らかになった場合は，市は改善指導を実施し，一定期間を経過しても改善が確認されない場合は，関係機関において審査を行い，認定の取消しが適当と認められたときは，農業経営改善計画認定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（細則）

第10条 この要綱に定めるもののほか，この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は，平成29年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は，令和3年1月19日から施行する。